

須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村にお住まいの 新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

長野県

R4.9.26 改訂



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

必ず内容をご確認いただき、療養終了まで紛失しないようご注意ください。

※生活支援物資のお申し込みの際などに、陽性者であることを確認する書類として、本書類をご利用いただけます。
なお、**再発行はできません。**

様 診断日： 年 月 日

新型コロナウイルス感染症と診断しました。
あなたは、発生届の（ 届出対象 ・ 届出対象外 ）です。
あなたの療養開始日は、発症日の 年 月 日 です。 ※未記入の場合は診断日
(無症状病原体保有者は検体採取日)

検査結果が陰性の場合、本チラシを破棄してください。 医療機関名： _____

届出対象の方

保健所等から連絡あり

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方
- ④妊婦

- 診断された日の翌々日までに保健所又は長野県健康観察センターから電話でご連絡します。連絡があるまで本チラシをご確認ください。
- 連絡がない場合は、健康観察センター（下記相談先）にお問い合わせください。
- 体調悪化時等は、健康観察センターにご相談ください。
- 療養証明書の発行は、長野保健福祉事務所のホームページから申請できます。



療養証明書の発行

届出対象外の方

保健所から連絡なし

左記①～④以外の方

- 原則自宅療養となります。本チラシをご確認の上、療養を開始してください。
- 宿泊療養施設への入所をご希望の方は、下の二次元バーコードをご確認ください。確認できない場合は健康観察センターにご相談ください。
- 体調悪化時など受診を希望する場合は、**診断を受けた医療機関又はかかりつけ医にご相談ください。**
- **開院時間外**など相談・受診ができない場合等は、健康観察センター（下記相談先）にご相談ください。
- **発生届対象外の方には保健所で療養証明書を発行できません。**本チラシやPCR等検査結果など、他の書類で代替可能か提出先にご確認ください。

自宅療養について

※右下二次元バーコードの「自宅療養される方へのお願い」も併せてご確認ください。

- 体調の確認を行い、症状が強くなった場合や薬が必要な場合は、**診断を受けた医療機関やかかりつけ医（開院時間内）にご相談ください。**相談・受診先が無い場合は、下記相談先にお問い合わせください。
※呼吸困難、意識障害、けいれん等で急を要する場合は、119番に連絡をしてください。
連絡をする際には、新型コロナウイルス感染症陽性者である旨を必ず伝えてください。
- 療養期間は、**発症日（症状が出た日）を0日目として7日間**になります。
例）9月1日に症状が出現した場合、9月8日までが療養期間
（症状が軽快してから24時間が経過していることも必要です。）
- 無症状の場合は、**検体採取日を0日目として7日間**になります。なお、5日目の抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、**6日目に解除**することができます。
※ただし、**有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間**が経過するまでは、感染リスクが残存することから高齢者等ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問を避ける、マスクの着用など**自主的な感染予防行動の徹底**をお願いします。



自宅療養される方へのお願い

体調悪化時等の相談先

長野市にお住まいの方は、市保健所へお願いします。

- ・平日 8:30～17:15 026-226-9964
- ・土日祝日と平日上記以外の時間帯 026-226-4911

健康観察センター（8:30～20:00 土日含む） **0120-117-097**

（上記以外の時間帯）※体調悪化時のご相談以外はご遠慮ください。

長野保健所 026-225-9039

療養にあたってのお願い

- 療養期間中は外出せず、同居する方とは生活空間を分け、家の中でも、マスクの着用、こまめな換気、共用するトイレ等の消毒など感染対策を実施してください。
※症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合は、短時間で公共交通機関を使用しないなど、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品の買い出しなど必要最小限の外出は可能です。
- 食料等の生活支援物資が必要な方は、右の二次元バーコードから申請するか健康観察センターまでご相談ください。
(症状が改善してから24時間が経過している方や、無症状の方で車の運転が可能な方等は除く。)
- ご自身が以下の施設に勤務又は利用をしている場合は、必ず、新型コロナウイルス感染症と診断された旨を施設等に連絡してください。
－ 高齢者施設、障がい者施設、医療機関（勤務のみ）
- 災害発生に備え、あらかじめ、お住いの市町村に連絡するなど、避難先を確認してください。また、避難所に避難する場合は、必ず受付で自宅療養者であることを担当者にお伝えください。
- 感染可能期間中※1,2に接触があった方に、以下を説明してください。（同居者は下記参照）
 - ✓ 最終接触日を0日目として7日間は、毎日体温測定を行い、健康観察を実施してください。症状がみられたら、医療機関に事前連絡の上、受診してください。
 - ✓ また、高齢者や基礎疾患をお持ちの方との接触や、医療機関・高齢者施設等への不要不急の訪問、会食への参加を控えてください。
 - ✓ 濃厚接触※3があった場合は、最終接触日を0日目として5日間は出勤を含む外出自粛を検討してください。



支援物資
申請フォーム



接触者の方
へのチラシ

同居されている方について

感染可能期間中に接触があった場合、濃厚接触者に該当しますので、健康観察と外出自粛をお願いします。

- 待機期間は、陽性者と最後に接触した日または感染対策を取り始めた日のいずれか遅い方の日を0日目として5日間（6日目解除）になります。
(例) 9月1日が最終接触の場合 9月6日まで。9月7日解除。
※2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査は陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能です。（保健所への報告は不要）。なお、出勤・登校等の可否は、職場等にご確認ください。
- 7日間の経過するまでは、毎日体温測定を行い、健康観察を実施してください。
- 症状がみられたら、かかりつけ医に電話で陽性者と接触があったことを相談の上、受診してください。
(かかりつけ医がない場合は、受診・相談センターに相談してください。)
- 生活必需品等の買い物は可能ですが、混雑していない時間帯にマスクの着用等感染対策をした上で、短時間で済ませてください。



受診・相談
センター

※1 感染可能期間とは、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前から療養終了日までの間をいい、周囲の方に感染させる可能性がある期間となります

※2 接触とは、屋内外問わず一緒に行動を共にしたこと等をいいます

※3 マスクを外して1m以内15分以上会話した、車に長時間同乗した、3密の場所で一緒にいた など

アンケート調査にご協力ください。

長野県では、今後の新型コロナウイルス感染症への対策に活かすため、感染場所の心あたり（同居内、学校など）を調査しています。

無記名かつ短時間で済みますので、ご協力をお願いします。

※「利用者登録をせずに申し込む方はこちら」で回答いただけます。



アンケート
フォーム